

第9章 環境衛生

1 旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく許可、監視指導

「旅館業法」、「公衆浴場法」、「興行場法」に基づく許可、監視指導等を実施し、環境衛生の確保に努めている。

〈 根拠法令等 : 旅館業法第3条、第7条・施行規則第4条 興行場法第2条、第5条・施行細則第5条 公衆浴場法第2条、第6条・施行規則第4条 〉

施設数及び監視指導件数

		施設数 (年度末現在)	許 可	廃 止	監視指導	
旅館業	総 数	101	7	6	18	
	旅館・ホテル	96	7	6	17	
	簡易宿所	5	0	0	1	
興行場	総 数	30	1	1	3	
	映画館	5	0	0	0	
	スポーツ	7	0	0	2	
	その他	18	1	1	1	
公衆浴場	総 数	106	8	4	35	
	公 営	一 般	0	0	0	0
		そ の 他	13	0	1	3
	私 営	一 般	10	0	0	1
		そ の 他	83	8	3	31

2 理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づく確認、監視指導

「理容師法」、「美容師法」、「クリーニング業法」に基づき、確認並びに監視指導を実施し、環境衛生の確保に努めている。

〈 根拠法令等 : 理容師法第11条、第13条 美容師法第11条、第12条、第14条 クリーニング業法第5条、第10条 〉

施設数及び監視指導件数

		施設数 (年度末現在)	確 認	廃 止	監視指導
理 容 所		791	19	26	17
美 容 所		2,038	140	79	58
クリーニング所		778	11	24	12
一 般		213	5	13	6
うち特定		15	1	0	0
取 次		565	6	11	6

※クリーニング所内訳「取次」は無店舗を含む。

3 墓地等の許可及び指導

さいたま市では、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、経営許可及び指導を行っている。

また、平成17年4月1日より、墓地等の経営が支障なく行われ、墓地等と周辺環境との調和を図ることを目的に、「さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例」が施行された。

〈 根拠法令等 : 墓地、埋葬等に関する法律第10条、第11条 〉

墓地等の許可件数

	施設数 (年度末現在)	新規許可	変更許可	廃止許可
墓地	1,214	0	8	0
火葬場	2	0	0	0
納骨堂	21	0	0	0

4 特定建築物の監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、事務所、店舗等の多数の人が利用する特定建築物(延べ床面積3,000㎡以上)の届出を受理し、適正に維持管理が行われるよう監視指導している。

また、建築物における環境衛生上の維持管理を業とする者のうち一定の要件を満たす者について登録及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条、第11条、第12条の2、第12条の4、第12条の5 〉

特定建築物施設数及び監視指導件数

	施設数 (年度末現在)	届出	廃止	監視指導
特定建築物	356	11	2	17

登録事業数及び監視指導件数

	登録事業数 (年度末現在)	登録	廃止	期限満了	監視指導
総数	207	23	2	19	25
建築物清掃業	30	2	1	2	2
建築物空気環境測定業	9	0	0	0	0
建築物空気調用ダクト清掃業	1	0	0	0	0
建築物飲料水水質検査業	9	2	0	2	2
建築物飲料水貯水槽清掃業	76	10	0	8	10
建築物排水管清掃業	16	3	0	2	3
建築物ねずみ昆虫等防除業	30	3	0	3	4
建築物環境衛生総合管理業	36	3	1	2	4

5 ねずみ・衛生害虫等の相談指導

ねずみ、衛生害虫等についての市民からの相談に対し、種類の確認、防除方法等を指導している。

ねずみ・衛生害虫の相談指導件数

総数	ねずみ	ダニ	蚊	その他
97	51	7	1	38

6 健康で快適な住宅に関する相談（シックハウス対策）

室内空気中の化学物質に関する相談及び現場検査を実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市健康で快適な居住環境づくり支援事業実施要綱 〉

シックハウスに関する相談・調査件数

相談件数	4	
現場検査件数	4	
測定物質	測定数	うち指針値を超えた数
ホルムアルデヒド	4	0
トルエン	4	0

7 水道法・自家用水道条例に基づく水道施設に対する監視指導

安全で良質な水道水を確保するため、「水道法」、「自家用水道条例」に基づき専用水道、簡易専用水道及び自家用水道の水道施設の確認及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 水道法第33条、第39条・自家用水道条例第4条、第9条 〉

水道施設に対する確認及び監視指導件数

	施設数 (年度末現在)	確認	廃止	監視指導
専用水道	79	2	0	3
簡易専用水道				15
自家用水道	4	0	0	0

8 遊泳用プールの届出・監視指導

遊泳用プールの施設及び水質の適正な維持管理を図るため、「さいたま市プール維持管理要綱」に基づき開設の届出の受理、監視指導を実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市プール維持管理要綱第4条、第6条 〉

プールの監視指導件数

	施設数 (年度末現在)	届出	廃止	監視指導
遊泳用プール	51	9(8)	0	15

※()内は季節(夏季)プールの再掲